

(準用規定)

第百条 第九十七条に規定するもののほか、第十一条の三から第十一条の九まで、第十二条から第十五条まで、第十六条並びに第八十七条の二第一項及び第二項の規定は連合会の事業について、第八十七条の三及び第八十七条の四の規定は連合会の子会社等について準用する。この場合において、第十一条の三第一項、第十一条の四第一項、第十一条の六第一項、第十一条の六の二、第十一条の六の三、第十一条の七第一項、第十一条の八第一項及び第十一条の九中「第十一条第一項第四号」とあるのは「第九十七条第一項第二号」と、第十一条の三第二項中「一億円（組合員（第二十一条第一項ただし書に規定する組合員を除く。）の数、地理的条件その他の事項が政令で定める要件に該当する組合にあつては、千万円）」とあるのは「一億円」と、第十一条の四第二項中「第十一条第一項第三号及び第四号」とあるのは「第九十七条第一項第一号及び第二号」と、第十一条の五中「第十一条第九項」とあるのは「第九十七条第九項」と、「組合員及び他の組合の組合員」とあるのは「所属員」と、第十二条第一項中「第十一条第一項第七号」とあるのは「第九十七条第一項第五号」と、第十六条第一項中「第十一条第一項第十四号」とあるのは「第九十七条第一項第十号」と、第八十七条の二第一項中「前条第一項第十号に規定する会員の監査又は同条第八項に規定する特定組合の監査」とあるのは「第九十七条第一項第七号に規定する会員の監査」と、第八十七条の三第一項並びに第二項第一号、第五号及び第六号並びに第八十七条の四第一項中「第八十七条第一

(準用規定)

第百条 第九十七条に規定するもののほか、第十一条の三から第十一条の九まで、第十二条から第十五条まで、第十六条並びに第八十七条の二第一項及び第二項の規定は連合会の事業について、第八十七条の三及び第八十七条の四の規定は連合会の子会社等について準用する。この場合において、第十一条の三第一項、第十一条の四第一項、第十一条の六第一項、第十一条の七第一項、第十一条の八第一項及び第十一条の九中「第十一条第一項第四号」とあるのは「第九十七条第一項第二号」と、第十一条の三第二項中「一億円（組合員（第二十一条第一項ただし書に規定する組合員を除く。）の数、地理的条件その他の事項が政令で定める要件に該当する組合にあつては、千万円）」とあるのは「一億円」と、第十一条の四第二項中「第十一条第一項第三号及び第四号」とあるのは「第九十七条第一項第一号及び第二号」と、第十一条の五中「第十一条第十二項」とあるのは「第九十七条第十二項」と、「組合員及び他の組合の組合員」とあるのは「所属員」と、第十二条第一項中「第十一条第一項第七号」とあるのは「第九十七条第一項第五号」と、第十六条第一項中「第十一条第一項第十四号」とあるのは「第九十七条第一項第十号」と、第八十七条の二第一項中「前条第一項第十号に規定する会員の監査又は同条第十一項に規定する特定組合の監査」とあるのは「第九十七条第一項第七号に規定する会員の監査」と、第八十七条の三第一項並びに第二項第一号、第五号及び第六号並びに第八十七条の四第一項中「第八十七条第一項第四号」とあるのは「第九十七

項第四号」とあるのは「第九十七条第一項第二号」と、第八十七条の三第一項中「第九十二条第一項」とあるのは「第百条第一項」と、同条第二項第二号及び第四項中「第八十七条第一項第三号若しくは第四号」とあるのは「第九十七条第一項第一号若しくは第二号」と、同条第四項並びに第九項第一号及び第二号中「第九十二条第三項」とあるのは「第百条第三項」と、同条第四項及び第九項第一号中「第九十二条第五項」とあるのは「第百条第五項」と読み替えるものとする。

2ゝ5 (略)

第七章の二 特定信用事業代理業

(許可)

第百二十一条の二 特定信用事業代理業は、主務大臣の許可を受けた者でなければ、行うことができない。

2 前項に規定する「特定信用事業代理業」とは、第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合のために次に掲げる行為のいずれかを行う事業をいう。

- 一 資金の貸付けを内容とする契約の締結の代理又は媒介
- 二 貯金又は定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介
- 三 手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

条第一項第二号」と、第八十七条の三第一項中「第九十二条第一項」とあるのは「第百条第一項」と、同条第二項第二号及び第四項中「第八十七条第一項第三号若しくは第四号」とあるのは「第九十七条第一項第一号若しくは第二号」と、同条第四項並びに第九項第一号及び第二号中「第九十二条第三項」とあるのは「第百条第三項」と、同条第四項及び第九項第一号中「第九十二条第五項」とあるのは「第百条第五項」と読み替えるものとする。

2ゝ5 (略)

(新設)

(新設)

四 為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

3 特定信用事業代理業者（第一項の許可を受けて特定信用事業代理業（前項に規定する特定信用事業代理業をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。）は、所属組合（特定信用事業代理業者が行う前項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の資金の貸付け、貯金若しくは定期積金の受入れ、手形の割引又は為替取引を行う第十一條第一項第四号、第八十七條第一項第四号、第九十三條第一項第二号又は第九十七條第一項第二号の事業を行う組合をいう。以下同じ。）の委託を受け、又は所属組合の委託を受けた特定信用事業代理業者の再委託を受ける場合でなければ、特定信用事業代理業を行つてはならない。

（適用除外）

第二百一十一條の三 前條第一項の規定にかかわらず、銀行その他政令で定める金融業を行う者をいう。以下この条において同じ。）は、特定信用事業代理業を行うことができる。

2 銀行等が前項の規定により特定信用事業代理業を行う場合においては、当該銀行等を特定信用事業代理業者とみなして、第十一條の六の三（第九十二條第一項、第九十六條第一項及び第百條第一項において準用する場合を含む。）、前條第三項、第二百二十二條第二項及び第二百二十七條第二項の規定、次條第一項において準用する銀行法（以下「準用銀行法」という。）第五十二條の三十六第三項、第五十二條の三十九から第五十二條の四十一まで、第五十二條の四十

（新設）

三から第五十二条の四十五まで、第五十二条の四十九から第五十二条の五十六まで、第五十二条の五十八から第五十二条の六十まで、第五十三条第四項及び第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る第九章の規定を適用する。この場合において、準用銀行法第五十二条の五十六第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第四号又は第五号」と、「第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し、又は期限を付して銀行代理業の全部若しくは」とあるのは「期限を付して特定信用事業代理業の全部又は」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 銀行等は、特定信用事業代理業を行おうとするときは、準用銀行法第五十二条の三十七第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第二号に掲げる書類を主務大臣に届け出なければならぬ。

（特定信用事業代理業に関する銀行法の準用）

第二百一十一条の四 銀行法第七章の三（第五十二条の三十六第一項及び第二項、第五十二条の四十六から第五十二条の四十八まで並びに第五十二条の六十一を除く。）、第五十三条第四項及び第五十六条（第十号から第十二号までに係る部分に限る。）の規定は、銀行代理業者に係るものにあつては特定信用事業代理業者について、所属銀行に係るものにあつては所屬組合について、銀行代理業に係るものにあつては特定信用事業代理業について、それぞれ準用する。

2 前項の場合において、同項に規定する規定中「内閣総理大臣」と

（新設）

あるのは「主務大臣」と、「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、「第五十二条の三十六第一項」とあるのは「水産業協同組合法第百二十一条の二第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「特定信用事業代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「特定信用事業代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「特定信用事業代理業再受託者」と、銀行法第五十二条の三十七第一項中「前条第一項」とあるのは「水産業協同組合法第百二十一条の二第一項」と、同法第五十二条の四十三及び第五十二条の四十四第一項第二号中「第二条第十四項各号」とあるのは「水産業協同組合法第百二十一条の二第二項各号」と、同条第二項中「第二条第十四項第一号」とあるのは「水産業協同組合法第百二十一条の二第二項第二号」と、同法第五十二条の五十一第一項中「第二十條第一項及び第二項並びに第二十一條第一項及び第二項の規定により作成する書類又は当該所属銀行を子会社とする銀行持株会社が第五十二条の二十八及び第五十二条の二十九第一項」とあるのは「水産業協同組合法第五十八条の三第一項及び第二項（これらの規定を同法第九十条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八章 監督

（報告の徴収）

第八章 監督

（報告の徴収）

第二百二十二条 (略)

2 行政庁は、組合（漁業生産組合を除く。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、信用事業規程若しくは共済規程を守っているかどうかを知るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子法人等（子会社その他組合がその経営を支配している法人として主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）又は信用事業受託者（特定信用事業代理業者その他信用事業に関し組合から委託を受けた者をいう。以下同じ。）に対し、当該組合の業務又は会計の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3・4 (略)

5 組合（漁業生産組合を除く。）の子法人等又は信用事業受託者は、正当な理由があるときは、第二項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

（業務又は会計状況の検査）

第二百二十三条 (略)

2・4 (略)

5 行政庁は、前各項の規定により組合（漁業生産組合を除く。）の業務又は会計の状況を検査する場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子法人等又は信用事業受託者の業務又は会計の状況を検査することができる。

第二百二十二条 (略)

2 行政庁は、組合（漁業生産組合を除く。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、信用事業規程若しくは共済規程を守っているかどうかを知るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子会社に対し、当該組合の業務又は会計の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3・4 (略)

5 組合（漁業生産組合を除く。）の子会社（第三項に規定する子会社をいう。次条、第二百二十九条及び第三百十条において同じ。）は、正当な理由があるときは、第二項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

（業務又は会計状況の検査）

第二百二十三条 (略)

2・4 (略)

5 行政庁は、前各項の規定により組合（漁業生産組合を除く。）の業務又は会計の状況を検査する場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子会社の業務又は会計の状況を検査することができる。

6 (略)

(監督行政庁等)

第二百二十七条 (略)

2 この法律(第八項に規定する規定を除く。)における主務大臣は、農林水産大臣とする。ただし、第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合及び特定信用事業代理業者にあつては、農林水産大臣及び内閣総理大臣(第十一条の六第一項第一号及び第二号(これらの規定を第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。))に掲げる基準並びに第十一条の八第一項(第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。))に規定する同一人に対する信用の供与等(第六項において「信用の供与等」という。))の額に関する第二百二十三条第一項から第五項までの規定による検査に関する事項については、内閣総理大臣)とする。

3 第二百二十二条及び第二百二十三条に規定する行政庁の権限(前項ただし書の規定により内閣総理大臣が単独で所管するものを除く。))並びに第二百二十一条の四において読み替えて準用する銀行法第五十条の五十三及び第五十二条の五十四第一項に規定する主務大臣の権限は、前項ただし書の規定にかかわらず、農林水産大臣及び内閣総理大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

4 5 15 (略)

6 (略)

(監督行政庁等)

第二百二十七条 (略)

2 この法律(第八項に規定する規定を除く。)における主務大臣は、農林水産大臣とする。ただし、第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合にあつては、農林水産大臣及び内閣総理大臣(第十一条の六第一項第一号及び第二号(これらの規定を第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。))に掲げる基準並びに第十一条の八第一項(第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。))に規定する同一人に対する信用の供与等(第六項において「信用の供与等」という。))の額に関する第二百二十三条第一項から第五項までの規定による検査に関する事項については、内閣総理大臣)とする。

3 第二百二十二条及び第二百二十三条に規定する行政庁の権限(前項ただし書の規定により内閣総理大臣が単独で所管するものを除く。))は、同項ただし書の規定にかかわらず、農林水産大臣及び内閣総理大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

4 5 15 (略)

第九章 罰則

第二百二十八条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十一条の六の二（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、他人に資金の貸付け、貯金若しくは定期積金の受入れ、手形の割引又は為替取引の事業を行わせた者

二 第二百一十一条の二第一項の規定に違反して許可を受けないで特定信用事業代理業を行つた者

三 不正の手段により第二百一十一条の二第一項の許可を受けた者

四 準用銀行法第五十二条の四十一の規定に違反して他人に特定信用事業代理業を行わせた者

第二百二十八条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の

懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第九章 罰則

第二百二十八条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第五十八条の二第一項若しくは第二項（これらの規定を第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定による業務報告書の提出をせず、又は業務報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして業務報告書の提出をした者

二 第五十八条の三第一項又は第二項（これらの規定を第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、これらの規定による説明書類を公衆の縦覧に供せず、又は説明書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして公衆の縦覧に供した者

2 | 第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合の代表者又は代理人、使用者その他の従業者がその組合の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その組合に対して二億円以下の罰金刑を科する。

（新設）

一 準用銀行法第五十二条の三十八第二項の規定により付した条件に違反した者

二 準用銀行法第五十二条の五十六第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

第二百二十八条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第五十八条の二第一項若しくは第二項（これらの規定を第九十条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）又は準用銀行法第五十二条の五十第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をした者

二 第五十八条の三第一項若しくは第二項（これらの規定を第九十条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）又は準用銀行法第五十二条の五十一第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を公衆の縦覧に供した者

三 準用銀行法第五十二条の三十七第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

四 準用銀行法第五十二条の四十二第一項の規定による承認を受け

（新設）

ないで特定信用事業代理業及び特定信用事業代理業に付随する業務以外の業務を行つた者

五 準用銀行法第五十二条の五十三の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

六 準用銀行法第五十二条の五十四第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二百二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金（第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号若しくは第九十七条第一項第二号の事業を行う組合若しくはその子法人等又は信用事業受託者に係る報告若しくは資料の提出又は検査にあつては、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金）に処する。

一 第十二条第四項（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。）において準用する倉庫業法第二十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第二百二十二条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は第二百二十三条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二百二十九条 第十二条第四項（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において準用する倉庫業法第二十七条第一項若しくはこの法律第二百二十二条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十二条第四項において準用する倉庫業法第二十七条第一項若しくはこの法律第二百二十三条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを五十万円以下の罰金（第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号若しくは第九十七条第一項第二号の事業を行う組合又はその子会社に係る報告又は検査にあつては、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金）に処する。

2 組合又は組合（漁業生産組合を除く。）の子会社（以下この項において「組合等」という。）の代表者又は代理人、使用者その他の従業者が、その組合等の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その組合等に対して同項の罰金刑（第十一

第二百二十九条の二 第十一号の六の三（第一号に係る部分に限り、第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）又は準用銀行法第五十二条の四十五（第一号に係る部分に限る。）の規定の違反があつた場合において、利用者以外の者（組合又は特定信用事業代理業者を含む。）の利益を図り、又は利用者に損害を与える目的で当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百二十九条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 準用銀行法第五十二条の三十九第二項若しくは第五十二条の五十二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 準用銀行法第五十二条の四十第一項の規定に違反した者
- 三 準用銀行法第五十二条の四十第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

第二百二十九条の四 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の

条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号若しくは第九十七条第一項第二号の事業を行う組合又はその子会社にあつては、二億円以下の罰金刑）を科する。

（新設）

（新設）

（新設）

業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第二百二十八条の三 三億円以下の罰金刑

二 第二百二十八条の四第一号から第三号まで、第五号若しくは第六号又は第二百二十九条の二 二億円以下の罰金刑

三 第二百二十九条 五十万円以下の罰金刑（第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号若しくは第九十七条第一項第二号の事業を行う組合若しくはその子法人等又は信用事業受託者にあつては、二億円以下の罰金刑）

四 第二百二十八条の二、第二百二十八条の四第四号又は前条 各本条の罰金刑

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二百三十条 次の場合には、組合の役員若しくは清算人又は特定信用事業代理業者（特定信用事業代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）は、五十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 (略)

第二百三十条 次の場合には、組合の役員又は清算人は、五十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 (略)

二 第十一条第七項ただし書、第八十七条第九項ただし書、第九十三條第六項ただし書、第九十七條第七項ただし書又は第百條の第二項ただし書の規定に違反したとき。

三 (略)

四 第十一条の四第四項(第九十二條第一項、第九十六條第一項及び第百條第一項において準用する場合を含む。)、第四十八條第四項(第八十六條第二項、第九十二條第三項、第九十六條第三項、第百條第三項及び第百條の六第三項において準用する場合を含む。)、第六十八條第五項(第八十六條第五項、第九十六條第五項及び第百條の六第五項において準用する場合を含む。)、第九十一條の二第五項(第百條第五項において準用する場合を含む。)(若しくは第百二十一條の三第三項又は準用銀行法第五十二條の三十九第一項若しくは第五十三條第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五七 (略)

八 第十七条の二第二項(第九十六條第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定に違反して第十七条の二第一項に規定する子会社対象会社以外の第十七条の三第一項(第九十六條第一項において準用する場合を含む。)に規定する信用事業会社を子会社(第百二十二條第三項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。))としたとき。

九四十二 (略)

四十二の二 準用銀行法第五十二條の四十三の規定により行ふべき

二 第十一条第十項ただし書、第八十七条第十二項ただし書、第九十三條第九項ただし書、第九十七條第十項ただし書又は第百條の第二項ただし書の規定に違反したとき。

三 (略)

四 第十一条の四第四項(第九十二條第一項、第九十六條第一項及び第百條第一項において準用する場合を含む。)、第四十八條第四項(第八十六條第二項、第九十二條第三項、第九十六條第三項、第百條第三項及び第百條の六第三項において準用する場合を含む。)、第六十八條第五項(第八十六條第五項、第九十六條第五項及び第百條の六第五項において準用する場合を含む。)(又は第九十一條の二第五項(第百條第五項において準用する場合を含む。))の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五七 (略)

八 第十七条の二第二項(第九十六條第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定に違反して第十七条の二第一項に規定する子会社対象会社以外の第十七条の三第一項(第九十六條第一項において準用する場合を含む。)に規定する信用事業会社を子会社としたとき。

九四十二 (略)

(新設)

財産の管理を行わないとき。

四十二の三 準用銀行法第五十二條の四十九の規定による帳簿書類

の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき

。

四十二の四 準用銀行法第五十二條の五十五の規定による命令に違

反したとき。

四十三、四十五 (略)

2 (略)

3 漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会の役員又は職

員が、第八十七條第一項第十号若しくは第八項又は第九十七條第

一項第七号に規定する監査の事業に係る業務に関して知り得た秘密を

正当な理由なく他に漏らし、又は盗用したときは、五十万円以下の

過料に処する。その者が役員又は職員でなくなつた後において、当

該違反行為をした場合においても、同様とする。

(新設)

(新設)

四十三、四十五 (略)

2 (略)

3 漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会の役員又は職

員が、第八十七條第一項第十号若しくは第十一項又は第九十七條第

一項第七号に規定する監査の事業に係る業務に関して知り得た秘密

を故なく他に漏らし、又は盗用したときは、これを五十万円以下の

過料に処する。その者が役員又は職員でなくなつた後において、当

該違反行為をした場合においても、同様とする。

○ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
目次 第一章～第三章（略） 第四章 業務（第五十四条―第五十九条の二） 第五章～第八章（略） 第九章 解散及び清算（第九十一条―第九十五条） 第九章の二 農林中央金庫代理業（第九十五条の二―第九十五条の四） 第十章・第十一章（略） 附則 第一章 総則 第三条（略） 255（略） 6 農林中央金庫は、第九十五条の二第二項各号に掲げる行為を外国において委託する旨の契約を締結しようとするとき、又は当該契約を終了しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。	目次 第一章～第三章（略） 第四章 業務（第五十四条―第五十九条） 第五章～第八章（略） 第九章 解散及び清算（第九十一条―第九十五条） 第十章・第十一章（略） 附則 第一章 総則 第三条（略） 255（略） （新設）

7 農林中央金庫は、自己の名義をもって、他人にその業務を営ませ
てはならない。

第四章 業務

(業務の範囲)

第五十四条 (略)

2・3 (略)

4 農林中央金庫は、前三項の規定により営む業務のほか、当該業務
に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。

一 九 (略)

十 農林漁業金融公庫その他主務大臣の定める者の業務の代理又は

媒介(主務大臣の定めるものに限る。)

十一 十九 (略)

5 8 (略)

(削る)

(削る)

(新設)

第四章 業務

(業務の範囲)

第五十四条 (略)

2・3 (略)

4 農林中央金庫は、前三項の規定により営む業務のほか、当該業務
に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。

一 九 (略)

十 農林漁業金融公庫その他主務大臣の指定する者の業務の代理

十一 十九 (略)

5 8 (略)

9 農林中央金庫が第七項の規定により同項に規定する業務を営もう
とする場合には、農林中央金庫は、不特定かつ多数の者を相手方と
する当該業務については、その内容及び方法を定めて、主務大臣の
認可を受けなければならない。当該認可を受けた業務の内容及び方
法を変更しようとするときも、同様とする。

10 農林中央金庫が第八項の規定により同項に規定する信託業務を営
もうとする場合には、農林中央金庫は、当該信託業務の種類及び方
法を定めて、主務大臣の認可を受けなければならない。当該認可を

9・10 (略)

(預金者等に対する情報の提供等)

第五十七条 (略)

2 前項及び他の法律に定めるもののほか、農林中央金庫は、主務省令で定めるところにより、その業務に係る重要な事項の顧客への説明、その業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱い、その業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

(特定関係者との間の取引等)

第五十九条 農林中央金庫は、その特定関係者（農林中央金庫の子会社、農林中央金庫代理業者（第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。第八十二条第一項、第八十三条第一項及び第二項並びに第八十四条第一項において同じ。）その他の農林中央金庫と政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条及び次条第三号において同じ。）又はその特定関係者の顧客との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき主務省令で定めるやむを得ない理由がある場合において、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

受けた信託業務の種類又は方法を変更しようとするときも、同様とする。

11・12 (略)

(預金者等に対する情報の提供等)

第五十七条 (略)

2 前項及び他の法律に定めるもののほか、農林中央金庫は、主務省令で定めるところにより、その業務に係る重要な事項の顧客への説明その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

(特定関係者との間の取引等)

第五十九条 農林中央金庫は、その特定関係者（農林中央金庫の子会社その他の農林中央金庫と政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。）又はその特定関係者の顧客との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき主務省令で定めるやむを得ない理由がある場合において、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一・二 (略)

(農林中央金庫の業務に係る禁止行為)

第五十九条の二 農林中央金庫は、その業務に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 顧客に対し、虚偽のことを告げる行為

二 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為

三 顧客に対し、農林中央金庫又は農林中央金庫の特定関係者その他農林中央金庫と主務省令で定める密接な関係を有する者の営む業務に係る取引を行うことを条件として、信用を供与し、又は信用の供与を約する行為(顧客の保護に欠けるおそれがないものとして主務省令で定めるものを除く。)

四 前三号に掲げるもののほか、顧客の保護に欠けるおそれがあるものとして主務省令で定める行為

第六章 子会社等

(農林中央金庫の子会社の範囲等)

第七十二条 農林中央金庫は、次に掲げる会社(以下「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。

一七 (略)

八 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社(従属業務を営む会

一・二 (略)

(新設)

第六章 子会社等

(農林中央金庫の子会社の範囲等)

第七十二条 農林中央金庫は、次に掲げる会社(以下「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。

一七 (略)

八 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社(従属業務を営む会

社にあつては主として農林中央金庫、その子会社（第一号及び第五号に掲げる会社に限る。第十項において同じ。）その他これらに類する者として主務省令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。）

イゝハ（略）

九・十（略）

2ゝ9（略）

10 第一項第八号又は第四項の場合において、会社が主として農林中央金庫、その子会社その他これらに類する者として主務省令で定めるもの又は農林中央金庫の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、主務大臣が定める。

11（略）

第八章 監督

（主務大臣の監督）

第八十二条 主務大臣は、農林中央金庫及び農林中央金庫代理業者の業務を監督する。

2（略）

3 第八十四条第一項及び第二項並びに第九十五条の四において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十四第一項に規定する主務大

社にあつては主として農林中央金庫又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。）

イゝハ（略）

九・十（略）

2ゝ9（略）

10 第一項第八号又は第四項の場合において、会社が主として農林中央金庫若しくはその子会社又は農林中央金庫の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、主務大臣が定める。

11（略）

第八章 監督

（主務大臣の監督）

第八十二条 主務大臣は、農林中央金庫の業務を監督する。

2（略）

3 第八十四条第一項及び第二項に規定する主務大臣の権限（前項ただし書の規定により内閣総理大臣が単独で所管するものを除く。）

臣の権限（前項ただし書の規定により内閣総理大臣が単独で所管するものを除く。）は、前項本文の規定にかかわらず、農林水産大臣又は内閣総理大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

459 （略）

（報告又は資料の提出）

第八十三条 主務大臣は、農林中央金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、農林中央金庫（農林中央金庫代理業者を含む。）に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 主務大臣は、農林中央金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、農林中央金庫の子法人等（子会社その他農林中央金庫がその経営を支配している法人として主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）又は農林中央金庫から業務の委託を受けた者（農林中央金庫代理業者を除く。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。）に対し、農林中央金庫の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 農林中央金庫の子法人等又は農林中央金庫から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

（立入検査）

は、前項本文の規定にかかわらず、農林水産大臣又は内閣総理大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

459 （略）

（報告又は資料の提出）

第八十三条 主務大臣は、農林中央金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、農林中央金庫に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 主務大臣は、農林中央金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、農林中央金庫の子会社に対し、農林中央金庫の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 農林中央金庫の子会社は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

（立入検査）